

保育補助者雇上支援事業のご案内

保育補助者の
雇用にかかる
費用を貸付

保育補助者を雇用して
保育士の負担を減らし、
離職を防止

保育補助者が
保育士資格を取得したら
返還免除

※要件詳細は
「貸付申込のしおり」を
必ずご確認ください。

●貸付対象施設・事業種別

保育補助者の雇上げを行う以下の施設・事業者
認可保育所及び幼保連携型認定こども園（公設民営を除く）、小規模保育事業、
事業所内保育事業、認証保育所、企業主導型保育事業
※要件の詳細は「貸付申込のしおり」等で必ずご確認ください。
※対象となる保育補助者の要件は「貸付申込のしおり」等でご確認ください。

●貸付金額

保育補助者 1 名の場合 1 ヶ所あたり年額 2,953,000 円以内
保育補助者複数の場合 1 ヶ所あたり年額 5,168,000 円以内
※複数配置する際は要件を満たす必要があります。「貸付申込のしおり」でご確認ください。

●貸付期間

保育補助者が勤務する期間（最長 3 年間）

●対象経費

保育補助者の給与、諸手当、福利厚生費、社会保険料事業主負担等

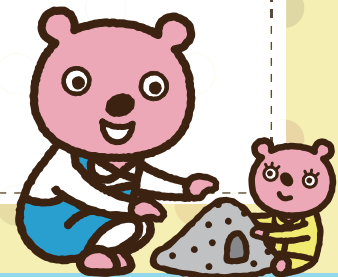
◆実績報告・精算について

原則年度ごとに、実際にかかった雇上費について実績報告をご提出いただき、
貸付金交付額に満たない場合には、その差額分について返金していただきます。
※実際にかかっていない費用は返還免除の対象外です。

◆返還免除について

保育補助者が雇上対象施設等において保育補助等に従事し、かつ、
下記①②のいずれかの要件を満たした場合は貸付金の返還免除の申請が可能です。

- ①貸付期間中に保育士資格を取得したとき
- ②貸付期間終了時点において、下記アまたはイに該当するとき
 - ア. 貸付期間終了月の翌月から 1 年以内に保育士養成施設を卒業予定である
 - イ. 貸付期間終了月の月末において、保育士試験の筆記試験科目のうち、
次回の保育士試験までに期限が有効な合格科目を 6 科目以上有し、
次回の保育士試験を受験予定である



注意事項

*お申込みの際は、貸付対象、保育補助者、複数配置、返還免除等の各種要件詳細について「貸付申込のしおり」等で必ずご確認ください。

*申込受付窓口は、施設・事業所の所在地の区市町村所管課です（「貸付申込のしおり」参照）。
申込期限は区市町村所 管課にご確認ください。但し、企業主導型保育事業の事業所のみ、申込
窓口は東京都福祉人材センターです。

*「貸付申込のしおり」や申込書類の様式は東京都福祉人材センターホームページに掲載しています。

「フクシロウ」で検索!!

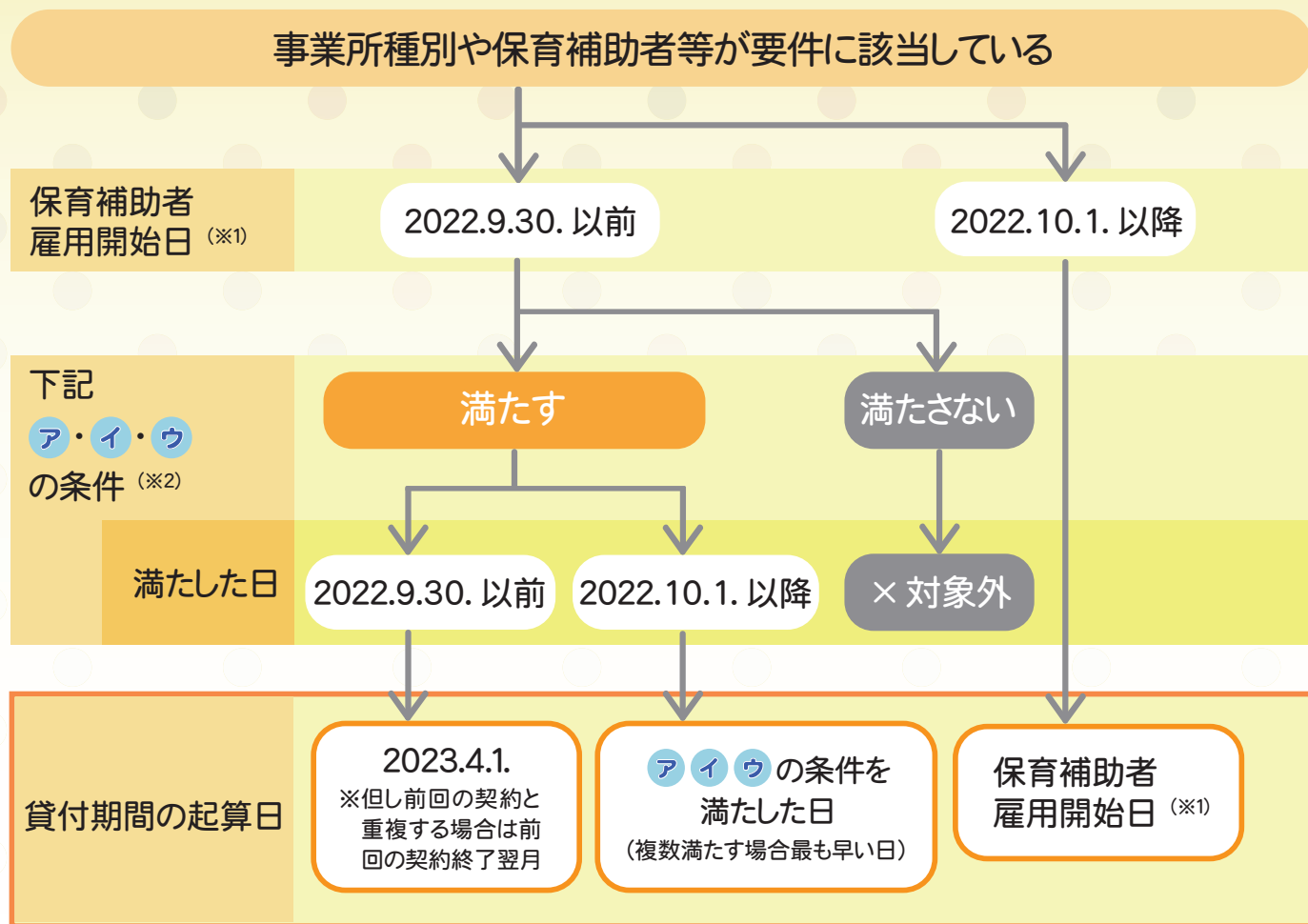


フクシロウ 検索

<https://www.tcsww.tvac.or.jp/jinzai/>

雇上支援資金 貸付期間の起算日確認チャート図

起算日の確認に下記チャート図をご利用ください。



(※ 1) 「実習」を受講して要件を満たす保育補助者の場合で雇用開始日よりあとに「実習」を開始した場合、「実習」を開始した日が貸付期間の起算日になります。詳細は「貸付申込のしおり」でご確認ください。また、保育補助者複数の場合の加算を受ける場合は、雇用開始が一番早い保育補助者の雇用開始日でご確認ください。

(※ 2) 条件は以下のとおりです。ア・イ・ウのいずれかを満たす必要があります。

- ア** ・施設としてすでに雇用している保育補助者の保育士資格取得に取り組んでいる。
・その保育補助者の資格取得後に別の補助者を雇用する計画を立てている。
- イ** ・保育士及び保育補助者の人数が前年同月と比較し、それぞれ同数以上である。
・貸付を受けることにより、保育士の給与改善を図るなど、保育士の処遇改善に取り組む。
- ウ** ・保育士の平均勤続年数が(法人単位ではなく保育園単位で)11年以上である。

お問合せ先



東京都社会福祉協議会 東京都福祉人材センター 修学資金担当
〒102-0072 千代田区飯田橋3-10-3 東京しごとセンター内
☎03-5211-2911 (受付時間：平日9時～17時)